

FCV・EV・PHV外部給電器助成金申請 申請書類チェックリスト

<法人・リース事業者申請>

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	提出書類		備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式)		<b>申請書を印刷し、郵送で申請する場合</b> (オンライン申請の場合は、No2以降の書類をPDFや画像データ(写真等)でご用意ください。) ・ホームページからダウンロード その2...申請者情報【法人・リース事業者申請用】、販売店担当者情報 その3...申請機器情報、外給接続車両情報、申請金額 その4...誓約書
2	請求書等	コピー	・請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること ・CEV補助金の対象機種一覧に記載されているメーカー名・型式が確認できること。 ・機器本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。
3	領収書等	コピー	・宛名が申請者と同一名義であること ・請求書に記載された <b>全額分の領収書</b> が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・機器代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の <b>支払</b> 方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。 ・振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可(依頼人・受取人・日付・金額の記載があること)
4	保証書	コピー	・型式、シリアル番号、保証開始日が記載されていること
5	写真		・以下の写真2点を撮影すること。印刷方法は特に指定はない。 ・外部給電機器と、使用対象となる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車と一緒に写っている写真で、外部給電機器の機種名と自動車のナンバープレートが読み取れるもの ・外部給電機器のシリアル番号を接写したもの
6	振込口座が確認できる書類	コピー	・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること ・通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー ・キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 ・当座預金の場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可
7	登記事項証明書 (現在事項全部証明書)	原本またはコピー	<b>申請者が法人の場合に必要</b> ・受付日時点で発行日から <b>3か月以内</b> のもの ・別の申請で提出したものが発行日から3か月以内であれば、写しの提出で可 ・登記情報提供サービスから印刷したものでも可
8	法人住民税または個人事業税納税証明書	原本またはコピー	<b>申請者が法人で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合に必要</b> ・法人住民税の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの (※法人税、法人事業税の納税証明書や領収証書は不可) ・窓口は都税事務所 ・ <b>納税証明書が提出できない場合は、法人設立・設置届出書(控えの写し)</b> を提出すること (※都税事務所の受付印があること) ・窓口は都税事務所
9	自動車検査証	コピー	・外部給電器の使用対象となるEV・PHVの自動車検査証で、最新のもの ・複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがある。文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
10	国・区市町村等の補助金の交付決定通知書	コピー	・国・区市町村等の補助金を併用する場合のみ必要。
11	その他会社が必要と認める書類		・必要に応じて会社から求められた場合に提出

FCV・EV・PHV外部給電器助成金申請 申請書類チェックリスト

<リースの借主として申請する場合>

リース契約の場合は、原則リース事業者が申請してください。

ただし、以下の場合においてはリースの借主からの申請が可能です（②については借主からの申請のみ）。

① 申請者が令和2年度第3次補正CEV補助(環境省・経産省)併用のため、リース契約を締結した個人・個人事業主・法人が申請する場合 ※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのものが必要

② 申請者が再エネ電力導入による増額申請を行う場合

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考
12		リース契約書	コピー ・申請者及びリース事業者先双方の印があるもの。 ・リース料金から助成金額以上が差し引かれていないことがわかるもの。
13		貸与料金の算定根拠明細書	第9号様式 ・ホームページからダウンロード ・リース契約書で助成金額以上が差し引かれていないことがわかり、かつ、契約書に申請者及び貸与先双方の押印がある場合は省略可
14		令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の交付決定通知書	コピー ・令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（経産省の補助「令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」及び環境省の補助「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」）の交付決定通知書
15		再エネ100%電力メニューを契約していることがわかる書類等	コピー ・外部給電器に接続する電気自動車等に対して、「再エネ電力導入による増額申請」を行った場合にのみ必要。 ・車両の増額申請に使用した書類を提出してください。

**申請者がリース事業者の場合**※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのものが必要。

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考
16		誓約書（第2号様式）（貸与先）	・ホームページからダウンロード
17		住民票または印鑑証明書（貸与先）	原本またはコピー ・貸与先が個人・個人事業主の場合に必要 ・注意事項はNo8と同様
18		登記事項証明書（現在事項全部証明書）（貸与先）	原本またはコピー ・貸与先が法人の場合に必要 ・注意事項はNo9と同様
19		法人住民税または個人事業税納税証明書（貸与先）	原本またはコピー 貸与先が法人・個人事業主の場合に必要 ・注意事項はNo10と同様
20		リース契約書	コピー ・申請者及び貸与先双方の印があるもの ・リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの（差し引き前と差し引き後の金額の記載があるもの） ※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出してください。
21		貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）	・ホームページからダウンロード